

3 校舎建設情報

一般財団法人川崎市まちづくり公社で電気設備を担当している小野職員にお話を伺いました。



Q はじめに、学校の電気設備とはどのようなものがあるのか教えてください。また特徴的な設備はありますか？

A 照明、コンセント、放送機器、インターネットなど身近なものから、受変電設備や発電機、自動火災報知機など、普段あまり目に触れないものなど多種多様にわたります。また、この小学校はICT環境に力を入れており、市内の小学校では初めて全ての普通教室にプロジェクターを設置するとともに無線LANを導入する計画です。これらの機器を導入することで様々な授業が展開されるのではないかと期待しています。



Q 環境に配慮した設備を導入する計画と伺いました。

A 環境負荷への影響を考慮し、ほとんどの照明はLEDを採用するとともに一部は人感センサーと併用する計画です。また、災害時には太陽光設備や発電機設備、蓄電設備と3つの非常用電源設備を利用して、体育館等においては昼夜を問わず電気を使用することが可能です。



Q 意気込みをお願いします。

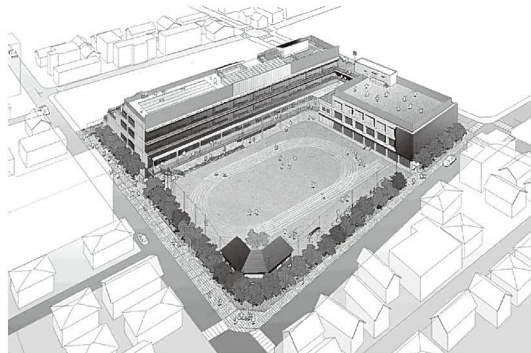
A 地域の皆様に期待されている、新しい学校の建設に携われることができ大変うれしく思います。工事が本格的に始まるなか、安全で使いやすい小学校を目指して地元の電気設備会社と一緒に取り組んでまいります。私も娘が未就学児のため、これからわが子を通学させる思いで、平成30年12月の完成に向けてより魅力ある小学校を作っていきたいと思っています。



メモ

工事現場の仮囲いが華やかに！
現在、近隣の小中学校に御協力いただき、建築現場の仮囲いにメッセージを掲示する取組みを進めており、2月末頃のお披露目を予定しています。

完成予定（鳥瞰図）→



お問い合わせ先

川崎市教育委員会事務局 教育環境整備推進室 学校整備プロジェクト推進担当

御意見や御質問については、Eメール又はFAXにてお願いいたします。

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6

電話：044(200)3319 FAX：044(200)3679 Eメール：88seibi@city.kawasaki.jp

会議での資料、これまでの検討経過等を含め、新設校に関する内容についてはホームページからも御覧になれます。
<http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000080750.html>

小杉駅周辺地区新設小学校ニュース

臨時号（平成30年1月）

昨年度から検討を進めてきました通学区域、特例措置などが決定しましたので、詳細についてお知らせします。

1 第5回通学区域等検討会議を開催しました。

昨年11月27日(月)に本年度2回目の通学区域等検討会議を開催しました。会議では、8月から9月にかけて開催した聴聞会や公聴会で御意見いただきました特例措置の拡充、通学ルートの検討状況、対象児童へのケア対策、南武沿線道路と府中街道の2つの幹線道路の横断への対応などについて、教育委員会の考え方を説明し御意見をいただきました。

4年生以下を対象としない理由

新設校においても、適正な規模による学校運営を確保する必要があります。ただし、高学年児童は中学校進学を間近に控え、転校後の通学期間が短いなど、環境の変化に対する配慮を要するものと判断し、開校時における特例措置案の中で新5年生以上の児童及び当該児童の兄弟姉妹を対象とします。

対象児童へのケア対策実施

他都市の事例を参考に中学校とも連携しながら、スクールカウンセラーの配置等により、開校前から対象児童等の相談環境を確保するとともに、新設小学校開校後も西丸子小学校、今井小学校との小小連携の取組の一環として行事等での交流を進めていきたいと思っております。

●主な質疑応答は次のとおりです。

質問 既存の学校では、保護者の協力で通学路の見守り活動等を行って安全の確保に努めている事例もあるが、開校当初から同様の取組みが難しい可能性もあるため、民間の警備会社に委託して、安全を確保していただく等の取組みを検討してほしい。

回答 安全性の確保の重要性は認識しています。既存の学校では地域の方に御協力いただき、地域交通安全員を配置して安全の確保に御協力いただいておりますので、御意見も含めて今後、検討を進めていきます。

質問 通学ルートの安全対策について、具体的な取組みを進めているのか。

回答 11月20日に行われた通学路安全対策会議中原区部会において課題の洗い出しを行い、それぞれの担当部署で改善ができるか否か、改善できる場合の実施時期等の検討を進めています。

質問 いつ頃までに改善の見通しがついて、通学路を決定するのか。

回答 1月に通学路安全対策会議中原区部会を開催した上で、担当部署の検討状況を踏まえて今年度を目途に通学路の素案をまとめたかと考えています。

質問 児童のケア対策として、新設校にスクールカウンセラーを配置してほしい。

回答 現在、市内の小中学校でスクールカウンセラーを常設している学校はないが、そのことも踏まえて対応策を検討しています。

※会議資料等はホームページに掲載しています。

●今後のスケジュール(予定)

平成30年3月…………… 学校名決定
第6回通学区域等検討会議(通学路素案のまとめ)

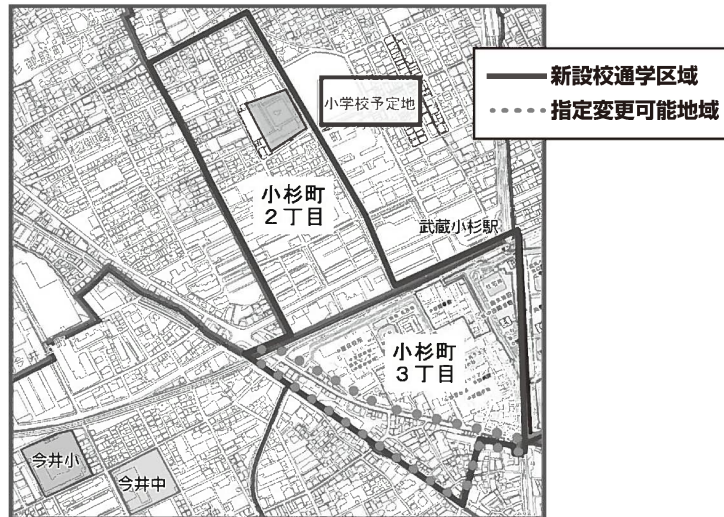
2 通学区域等が決まりました。

(1) 通学区域について

平成28年度から検討を進めてきました通学区域が、平成29年12月26日に開催された教育委員会にて「小杉町2丁目と小杉町3丁目」に決まりました。

また、小杉町3丁目の一部地域(府中街道の西側)については、府中街道と南武沿線道路の2つの幹線道路を横断すること等に配慮して、東住吉小学校又は今井小学校への指定変更可能地域とします。なお、中学校の通学区域の変更はありません。

※指定変更可能地域
あらかじめ決められた学校への指定変更の申請に限っては、校長の所見を要せずに手続きが可能となっている地域。



(2) 開校時特例措置について

児童の心理的負担及び保護者の負担等に配慮して、開校時に限り、引き続き現在の小学校に通学できる特例措置を設定します。

対象地域等

- (1) 小杉町2丁目地域在住の西丸子小学校児童
- (2) 小杉町3丁目地域在住の今井小学校児童

適用対象

- (1) 平成31年4月1日時点で、新5年生・6年生になる児童
- (2) 上記(1)の児童の兄弟姉妹にあたる児童



Q いつからこの通学区域になりますか？

A 平成31年4月1日(開校時)から、通学区域にお住まいの方は原則として新設校に通学することになります。



Q 平成31年4月に小学校5、6年生になる子どもで、引続き西丸子小学校又は今井小学校に通い続けたいのですが…？

A 中原区役所区民課で指定変更の手続きをしてください(開校時に限り特例措置の対象となりますので、校長の所見は不要です)。



Q 平成31年4月に小学校1～4年生になる子どもで、引続き西丸子小学校又は今井小学校に通い続けたいのですが…？

A 兄又は姉が小学校5、6年生で、かつ特例措置に伴う指定変更手続きを行う場合は、中原区役所区民課で指定変更の手続きをしてください(開校時に限り特例措置の対象となりますので、校長の所見は不要です)。



上記に該当しなくても、指定変更可能地域にお住まいの場合は、中原区役所区民課で指定変更の手続きをしてください(平成31年4月から指定変更可能地域に該当しますので、校長の所見は不要です)。

特例措置や指定変更可能地域に該当しない場合は、新設校に通学することになります。なお、家庭や個人の特別な事情から、引続き西丸子小学校又は今井小学校に通学することを希望する場合は、校長の所見が必要となりますので、学校に相談してください。ただし、相談されても、「理由が相当でない」「登下校及び緊急時の安全に問題がある」「学校の施設の状態から受け入れが難しい」といったことから認められない場合があります。



Q 指定変更可能地域に居住し、平成31年4月以降小学校に入学する場合はどうなりますか？

A 原則として、新設校に通学していただくこととなります。ただし、今井小学校又は東住吉小学校に通学することを希望する場合は、中原区役所区民課で指定変更の手続きをしてください(入学時又は転入時に限り、校長の所見は不要です)。



Q 特例措置や、指定変更可能地域における指定変更の手続きを行う時期はいつですか？

A 詳細な時期等は来年度に入ってからお知らせします。



問い合わせ先

【通学区域・特例措置に関すること】 教育環境整備推進室 (200-3319)
 【指定変更可能地域に関すること】 総務部企画課 (200-3268)
 【就学手続きに関すること】 総務部学事課 (200-3267)